

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
24年 第1号	23.12.21	<p>茨城県の障害福祉施策の充実に関する陳情</p> <p>2008年、障害のある人に応益負担を課す障害者自立支援法は違憲であるとした「障害者自立支援法訴訟」がおこされ、2010年1月に、国が反省の意を表明した「基本合意」が交わされて、障害者自立支援法の廃止が約束された。</p> <p>その後、内閣総理大臣を本部長とする障がい者制度改革推進本部が発足し、障害のある当事者の参加のもとで障害者基本法改正、障害者総合福祉法への提言に向けた論議が交わされた。</p> <p>そして、2011年8月30日、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が55人の総合福祉部会員の総意でとりまとめられた。全国の障害当事者、家族、関係者の声が収れんされたものである。</p> <p>1年4カ月余にわたる論議の末にまとめられたこの提言が、障害者自立支援法に代わる新しい総合福祉法に生かされることを、わたしたちは期待をもって見守っていきたいと思う。とりわけ、障害のない人との平等・公平の実現や、制度の谷間の解消がなされるよう、引き続き障害のある当事者を交えた形で論議していくことが求められる。</p> <p>なお、谷間の解消の重要な側面として、法定事業と法定外事業である小規模作業所との格差、法定事業の中での格差（地域活動支援センターの著しく低い公費水準など）の解決をわたしたちは求めていく。</p> <p>障害者権利条約の第19条には、「すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有する」と謳われている。決して特別な権利を求めているわけではない。障害者権利条約の批准を見据えながら、障害のある人の未来をひらく「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に裏打ちされた総合福祉法の実現が望まれている。</p> <p>こうした時期にあたって、私たちは以下の諸点について貴議会に陳情する。</p> <p>ぜひ、茨城県の障害福祉施策の充実のために、障害のある人の生活実態を十分に踏まえ、真摯なご検討と対応いただくよう心よりお願い申し上げます。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>1 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づき、新たな</p>	きょうされん茨城支部 支部長 落合 隆	保健福祉

		<p>「障害者総合福祉法」の制定を求める意見書を提出すること。</p> <p>2 「障害者差別禁止条例」を制定すること。</p> <p>障害者への差別をなくし、社会参加や機会の平等などを求める「障害者の権利条約」（障害者権利条約）が国連で採択されて日本でも批准に向けた準備が進んでいる。</p> <p>政府は、障害者自立支援法の廃止宣言を契機に、障害者権利条約の批准にふさわしい国内法の整備をめざし、「障害者差別禁止法」の制定もスケジュールが明確化された。</p> <p>一方、国内では、地方自治体で、2006年に千葉県で国内初となる「障害のある人への差別を禁止する条例」ができ、2009年には、北海道で「道障害者（児）の権利擁護ならびに暮らしやすい地域づくり推進条例」が制定され、全国各地で差別禁止条例づくりの動きがおこっている。</p> <p>3 特定非営利活動法人（NPO法人）が所有し、障害福祉サービス事業を運営する事業所において、利用者の移送又は供給物品の輸送等に自動車を専用する場合、申請により自動車税の減免（全額）を受けることができるようにすること。</p> <p>「障害者自立支援法」に基づき、地域で、特定非営利活動法人は、社会福祉法人と同じく障害福祉サービス事業で、障害のある人たちを支援する重要な役割を果たしている。</p> <p>しかし、制度面での格差があり、特に、税制上の問題がある。その一つとして、利用者の通所のために使用する送迎車又は作業のための供給物品の輸送に使用する自動車等、法人が保有している自動車の自動車税の優遇が受けられない問題がある。</p>		
--	--	---	--	--